産業廃棄物管理票交付等状況報告書(平成XX年度)

兵庫県知事 殿

事業者コード

平成 XY年6月15日 2 8 J S 0 0 0 0 0 0

報告者

住所

大阪府

市 町1-2-3

5

株式会社 建設

氏名

兵庫 太郎

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

雷話番号

- x x x -

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成XX年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

	事業場の名称	ビル建設	设現場 (株式	式会社 建設兵區		業種	06 総合工事業		
	〒 - 兵庫県 市 町1-2-3 事業場の所在地 (〒 - 兵庫県 市99-9) TEL ×××-×××× FAX ×××-××× E-mail ××××®hyogo.jp						担当者名 (特別管理産業廃棄物管 理責任者等)	兵庫支社総務部 兵庫太郎	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	2020建設系混合廃棄物(木くず、紙くず、がれき類)	25	8	2804	* * * 商事(株)	兵庫県 市 町1 - 1	2824×××××	(株) 産業	
2	  1500がれき類  	118	10	2814	××運輸(株)	兵庫県 市 町123	2824	(株) エコ	
3	1500がれき類	2	1	2815	サービス(株)	岡山県 市 町123	3324 × × × × ×	環境 (株)	
4	2440 がれき類(石綿 含有産業廃棄物)	1	1	2815	サービス(株)	岡山県 市 町123	3344 × × × × × ×	環境 (株)	

## 備老

- 1 この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 2 同一の都道府県(政令市)の区域内に、設置が短時間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 3 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 4 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 5 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれている場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかに すること。
- 6 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 7 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごと運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

(日本工業規格 A列4番)

( / )

番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
5	0600廃プラスチック	0.05			自己運搬	兵庫県 市5-8	2829	(株) エコ		
	<b>夕</b>	日分業者まで自	目己運搬し、	処分のみ(株) こ	エコに委託した場合	1				
6	1300ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず	20	4	2816	運輸(株)	兵庫県 市 ××町1-1				
6				3318	運送(株)	岡山県 市 町100	3328	××テクノ		
排	区間を区切って2以上の収集運搬業者に委託した場合 排出事業場から兵庫県 市××町1-1のA倉庫までは 運輸(株)に収集運搬を委託し、A倉庫から岡山県 市 町100にある中間処理場(××テクノ)まで 運送(株)に収集運搬を委託し、××テクノに処分を委託した場合									
<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>				<u> </u>	